

【所員論考 / AGI Researcher Essay】

## 日本の戦後処理を考える<sup>注1)</sup>

### Rethinking Japan's Postwar Settlement with East and Southeast Asia

アジア成長研究所特別教授／大阪大学名誉教授 高木 信二

Asian Growth Research Institute (AGI), Distinguished Research Professor TAKAGI Shinji  
The University of Osaka, Professor Emeritus of Economics

#### 要旨

本稿では、日本の戦後処理を、1960年の国民総生産（GNP）をベンチマークとして考え直す。すなわち、戦後、「賠償国」である日本から「被賠償国」であるアジアの戦争被災国へ移転された資源総額の1960年実質割引現在価値を推計し、1960年GNPと比較することによって、戦後処理を評価する一指標を提供する。終戦時の在外遺留資産、賠償・準賠償、2000年まで供与された政府開発援助の贈与部分を、一律5%の社会的割引率と米国消費者物価指数によって1960年米ドル実質割引現在価値に変換し、国ごとに合算すると、以下のことが明らかになる。(i) 日本が戦争被災国へ移転した資源の1960年実質割引現在価値は、その1960年GNPの151~334%であった。(ii) 資源移転の最大部分(95~98%)は、遺留資産の没収という形をとった。(iii) 被災国が日本から受けた実質資源移転は、それぞれの1960年GNP比で、最低13%、最高937%であった。これらの推計値は、仮定次第で大きく変わる。戦後処理の議論を取束させる方向性を示す「試算」に過ぎず、今後、精度を高めていくことが期待される。

**キーワード：**日本の戦後処理、日本の在外遺留資産、日本の賠償、日本の準賠償、日本の政府開発援助

#### Abstract

This paper estimates the 1960 real present discounted values of postwar Japan's total real resource transfers to the East and Southeast Asian victims of its colonial and imperial aggression by summing up the values of the assets left behind, formal reparations, what is called quasi-reparations (economic assistance provided in the spirit of reparations), and the

注1) 本稿にて表した意見は、学問的議論に資することを目的とした私見であり、筆者が関係するいかなる組織の立場も代弁しない。あり得べき誤りは、筆者個人に属する。

grant portion of the official development assistance provided through 2000. Applying the social discount rate of 5 percent and the grant element of 25 percent uniformly, converting local currency values into U.S. dollars by market exchange rates, and using the U.S. consumer price index to deflate nominal dollar values, the paper finds that Japan's real resource transfers, measured in 1960 U.S. dollars, amounted to 151–334 percent of Japan's 1960 U.S. dollar GNP. Moreover, 95–98 percent of the transfers took place through the confiscation of the assets Japanese nationals had left behind. The large share of the confiscated assets reflects not only their sheer volume (reflecting years of investment by Japan) but also the fact that the confiscation took place immediately after the conclusion of the war (hence their 1960 present “discounted” value roughly doubled) whereas the reparation and other payments, made over many future years, were heavily discounted at 5 percent.

**Keywords :** Japan's Postwar Settlement, Japanese Reparations, Japanese Official Development Assistance (ODA), Estimates of Japan's Postwar Real Resource Transfers to East and Southeast Asia

## 1. はじめに

本稿では、日本の戦後処理を考える。太平洋戦争が終結したのは、80年以上前のことである。賠償問題や、賠償に関連して論じられる政府開発援助（ODA）については、膨大な資料と学術研究の蓄積がある。にもかかわらず、戦後処理の議論が尽くされてないと感じるのは、筆者だけであろうか。戦後処理問題が確固とした終着点を見いだせないのは、講和に至る過程で、戦争責任がうやむやにされたことが理由の1つだと思う。ポツダム宣言を読む限り、戦勝国は日本に正当な賠償を求めるはずだったし、日本政府も戦勝国の決定にしたがう覚悟だった。ところが、中華人民共和国の建国、朝鮮戦争の勃発など、日本を取り巻く国際環境は大きく変化した。冷戦の激化により、米国の対日政策の目的は、「日本の処罰」から「日本の経済復興」に転換したのである。一般に「逆コース（reverse course）」と呼ばれる出来事である。

この結果、米国は、その世界戦略にとって、日本を弱体化させることが得策でないと考えるようになった。米国は欧州の同盟国に働きかけ、賠償請求権を放棄させた。アジアの同盟国は抵抗したが、請求権の行使は二国間交渉に委ねるという条文を講和条約に加えることで決着させた。一部のアジア諸国には、そもそも意思決定に参加することさえ認められず、中には、欧州の宗主国によって賠償問題が片付けられた場合もある。結局、日本が賠償を支払ったのは4カ国のみであり、他のアジア戦災国には、経済協力という名の下に、無償・有償援助を長きにわたり提供することとなった。一定額の賠償金を払うことによって、戦争責任を未来永劫に清算するという選択

肢が、日本には与えられなかったのである。また、日本はそうした選択肢を積極的に求めようとしなかった。こうした経緯は、周知の事実であろう。

戦後処理問題が確たる結論を見ないもう1つの理由は、これまでの議論が「ベンチマーク」を定めずに進められてきたからだと思う。何をもって十分と判断するのか、その基準がなければ、いかに事実が列記されようと、議論が収束するはずはない。仮に日本が1990年、或る国に100億円の無償援助を提供したとしよう。この額は、45年前に終結した戦争の賠償として、「大きい」のか、それとも「小さい」のか。十分・不十分は政治判断である。しかし、ベンチマークがなければ、政治判断する根拠さえない。ベンチマークを明確化した上で、戦後処理問題を考え直すのも無益ではあるまい。以下では、今後の議論に資すべく、1つのベンチマークを提唱する。

具体的には、1960年の国民総生産（GNP）をベンチマークとして提唱する。GNPは戦後長く使われた標準的な国民所得勘定概念である。さらに、「国民」負担を考える観点からも、国内総生産（GDP）より適切な概念だと思われる（ただし、統計上の制約から、GNPをGDPで代用した国が2カ国、国内純所得「NDP」で代用した国が1カ国ある。以下では、便宜上、三者を区別しない）。その上で、「賠償国」である日本から「被賠償国」であるアジアの戦災国への実質資源移転を、終戦時の在外遺留資産、賠償・準賠償、2000年まで供与されたODAの贈与（無償）部分を国ごとに合算し、1960年の実質割引現在価値に変換する。最後に、この推計値を1960年GNPと比較し、日本からの実質資源移転の規模を判断する1つの基準を提供する。言うまでもなく、終戦時の在外資産を正確に知ることはできない。推計値も、社会的割引率、贈与要素等の特定化に大きく依存する。本稿の目的は、ベンチマークの明確化がいかに不可欠であることを示すことであり、推計値は今後の精査を要する「試算」にすぎない。

本稿は、以下のように構成されている。第2節では、米国（連合諸国）の対日賠償政策が「逆コース」によっていかに変化したかを手短かにまとめる。第3節では、終戦時の在外遺留資産について、複数の推計を提示し、いくつかの問題点を整理する。第4節では、戦後初期の賠償・準賠償と、今日まで続く対アジアODAに関する事実を要約する。第5節では、前節までの議論を踏まえ、日本からの資源移転を国ごとに合算し、1960年の実質割引現在価値に変換した上で、1960年GNPに対する規模を算出する。最後に、第6節では、若干の結語を述べる。

## 2. 対日賠償政策の転換

ポツダム宣言の第11条には、日本の工業力が「その経済を維持し且つ公正なる実物賠償の取立を可能ならしむ（“sustain her economy and permit the exaction of just reparations in kind”）」水準に限定されると書かれている。この水準は、1947年1月、1930～34年の平均生活水準を支えるために必要な生産能力であると解釈された（岡野、1958）。個人住宅を除き、日本国民・法人が保有するすべての在外資産、平和目的のために不必要な国内の産業資産はすべて、接収の対象とされた。

1945年12月7日、「中間賠償撤去計画（Interim Reparations Removal Program）」が発表された（Bennett, 1948）。この計画は、同盟国間の最終合意を待たず、民需に転換可能な軍需施設を

即撤去することを意図したものであった。連合軍最高司令官総司令部（SCAP）は、1946年1月から10月にかけて、撤去対象施設を指定し、日本政府に当該施設の管理保全を命じた。1950年12月時点、その数は930カ所にのぼった（岡野、1958）。しかし、各国の意見が対立する中、余剰産業施設の撤去は、すんなりと進まなかった。

撤去計画実行の停滞を踏まえ、1947年4月、「移転配分前渡手続に関する中間指令（Advance Transfer and Allocation Procedures Interim Directive）」が発令された。これは、工作機械、金属加工機械等、産業能力の30%に相当する資産を選択し、特定4カ国（中国、フィリピン、英国、オランダ）に割り当てるべく、即時取立てるというものであった。1947年12月から1950年5月にかけて、推定450万米ドル相当、4万3,919個の産業機械・設備が、中華民国（54.1%）、フィリピン（19.0%）、ビルマ、マラヤ、その他英国領（15.4%）、蘭領東インド（11.5%）に搬出された。3年近く、100隻以上の船を動員して運送するには、取るに足らない額であった（岡野、1958；Hoshiro, 2023）。

こうした中、米国政府内で、東アジアの新たな現実（中国内戦、朝鮮半島分断）を考えると、産業資産を日本から接収搬出したとしても、受入れ国に十分な吸収能力はないのではないかという疑念が生じた（Bennett, 1948）。さらに、中間賠償撤去計画に伴う不確実性が、日本の経済復興の妨げになっているのではないかと考えられた。同計画が日本の経済復興を遅らせ、同計画によって撤去される産業資産が十分に活用されないのであれば、日本が民需用の工業力を維持する方が、すべての国の利益になる。対日政策の「逆コース」と相まって、米国は中間賠償撤去の停止を一方的に決断し、1949年5月、他連合国に通告した（王、2016）。

米国政府は日本との講和条約締結を急いだ。対日政策は、経済復興を早めることによって、米納税者の負担を軽減し、アジアにおける反共勢力への工業製品の供給能力を高めることになったのである。そのためには、さらなる賠償義務から日本を開放することが不可欠であった。米国は懐疑的な同盟国を説得するため、日本がすでに在外資産の没収という形で十分な賠償を支払ったと主張した。しかしながら、賠償を求める同盟国に配慮して、サンフランシスコ平和条約第14条では、戦勝国が賠償交渉を二国間で行う権利が維持された。同時に、賠償額が被災による損害の修復費用（“the cost of repairing the damage done”）に限定されることも明記された。

### 3. 終戦時の在外資産

戦時資産の性格上、終戦時の在外資産を正確に評価することはできないが、少なくとも4つの公的推計が存在する（表1）。まず、1947年10月、日本銀行は在外資産総額を645億米ドルと推計した。没収対象外の個人住宅を除くと、623億米ドルとなる。同じく、1948年7月、日銀はより包括的な推計を公表した。1948年日銀推計では、資産総額は1,111億米ドル、個人住宅を除くと873億米ドルに増額されている。ただし、これは（筆者の意見では）過大評価された占領地通貨（連合準備銀行元、中央儲備銀行元）の交換比率（¥10=200 UR yuan=2,000 CR yuan=\$1）に基づく推計である。同年末、大蔵省が使用した（筆者の意見では）より現実的な交換比率（¥15=1,200 UR yuan=48,000 CR yuan=\$1）を使うと、個人住宅を含めた在外資産は598億米ド

表1 太平洋戦争終結時における日本の在外資産（単位：10億米ドル）<sup>a</sup>

推計	日本銀行 (1947年10月)	日本銀行 (1948年7月)	SCAP (1948年9月)	大蔵省 (1948年12月)
総額	64.5	111.1 [59.8]	30.9	—
除軍需資産	—	—	21.9	—
除個人資産	62.3	87.3 [49.9]	—	—
除軍需・個人資産	—	—	—	23.7

(注) <sup>a</sup> 鍵カッコ内の数値は、日銀推計を大蔵省・SCAP使用の交換比率で米ドル換算したもの。大蔵省(1984) p. 559を参照。

(出所) 大蔵省(1984)表7.1 (pp. 550~551), 表7.3 (p. 553), 表7.5 (p. 554), 表7.13 (p. 563)。

 表2 太平洋戦争終結時における日本の在外資産の地域分布（単位：100万米ドル；%）<sup>a</sup>

地域	SCAP (1948年9月), 除軍事資産		大蔵省 (1948年12月), 除軍事・個人資産	
	資産	%シェア	資産	%シェア
台湾	1,898	8.7%	2,319	9.8%
朝鮮半島	5,247	24.0%	4,719	19.9%
樺太	413	1.9%	623	2.6%
南洋 <sup>a</sup>	43	0.2%	51	0.2%
満州	8,630	39.4%	8,747	37.0%
その他中国本土	4,726	21.6%	5,879	24.8%
計	20,957	95.8%	22,338	94.3%
その他地域	924	4.2%	1,343	5.7%
総計	21,881	100.0%	23,681	100.0%

(注) <sup>a</sup> 1948年9月のみ、マーシャル、マリアナ諸島を含む。

(出所) 大蔵省(1984)表7.6 (p. 555), 表7.13 (p. 563)。

ルと推計される。最高司令官ダグラス・マッカーサーは、1948年3月、米政府高官との会談において、日本が500億米ドル相当の在外財産を放棄したと述べている（大蔵省，1984）。この値は、1948年日銀推計（除個人資産）を大蔵省使用の交換比率で米ドル換算したものに近い。

在外資産の地域分布は、1948年9月のSCAPによる調査、1948年12月の大蔵省による調査から察することができる（表2）。詳細は両者で異なるが、大まかな内訳に大きな差はない。最も顕著な点は、全体に占める中国の割合がきわめて大きいことである（それぞれ、61.0%と61.8%）。これは日本が満州の都市・交通インフラ、産業施設に多額の投資をしたことを反映している。国際的に承認された植民地では、台湾の割合が10%、韓国の割合が20%程度であった。他方、樺太と南洋が全体に占める割合は微々たるもので、それぞれ2%程度、1%以下であった。在外資産の接収は、サンフランシスコ平和条約によって正式に規定された。以下で示すように、日本からの資源移転の大部分は、在外遺留資産の没収という形で行われたのである。

なお、中国国民党政権は、日本の在華資産を3億8,000億米ドル（満州と台湾を含めると、39億米ドル）と推計した（殷，1996，p. 115）。ただし、在満資産のうち20億米ドル相当分はソ連軍によって撤去されたと考えられるから、残された資産は19億米ドルとなる。日本側と中国側の推計が大きく異なるのは、一つに、中国側が日本の在華資産の中に、日本が搾取によって取得したものを「侵略資産」とみなしたからである。「侵略資産」の中には、たとえば、鉱山の採掘権や、中国の生産要素（低賃金、無賃金で雇われた労働者を含む）によって建設されたインフラ、市場価格以下で獲得された不動産などが含まれる。これらは、日本に帰属する資産として認められない。他方で、日本に帰属する資産（「自由資産」）に含まれるのは、極端に言えば、日本が本国から搬入した機械類のみである。国民党政権は、日本の在華資産の約75%が「侵略資産」だと主張した（殷，1996，p. 118）。

日本の在華資産を推計するにあたって、中国にはそれをできるだけ小さく評価しようとするインセンティブが働くだろうし、日本には反対のインセンティブが働くかもしれない。この理由で、殷（1996，p. 119）は米国による戦後最初の推計値である約30億米ドルを中立的な推計値だと主張した（この額には、中国に加えて、他すべての地域が含まれている）。果たしてそうであろうか。殷が中立とみなす米国政府（SCAP）の1948年推計では、在華資産は153億米ドルに上方修正されている（表2において、台湾、満州、中国本土を合算した額）。終戦直後の混乱期の推計値の方が、終戦3年後の推計値よりも信憑性が高いのだろうか。後者の方が、より精査され、より包括的な情報に基づいていると考えるのが、自然であろう。

そもそも、中立国による推計値の方が信憑性が高いとする殷の議論自体、合理性を欠く。推計の信憑性に寄与するのは、中立性ではなく、資産所有者の原簿へアクセスできるか否かではないのか。この意味で、最も信頼に値するのは、包括的な調査に基づいた1948年の日銀推計ではないかと、筆者は考える。「侵略資産」と「自由資産」の区別は、政治的なもので、経済学的合理性を持たない。被侵略国が、侵略国の残留資産をいかに評価するかは、複雑な問題で、単純な解答はない。しかし、南満州鉄道が新たに敷設した500kmの線路を、中国内で調達した材料と中国人労働者によって建設されたという理由で日本の在華資産から除外すべきだという議論には無理がある。より合理的な評価が必要とされる。

#### 4. 賠償から経済協力へ

サンフランシスコ平和条約第14条は、「日本国は、… 連合国に賠償を支払うべき」であるが、「日本国の資源は、… 完全な賠償を行い且つ同時に他の債務を履行するためには現在充分でない」と述べた上で、「連合国が希望するときは、… 日本人の役務を当該連合国の利用に供する」目的で、「交渉を開始するものとする」と規定し、賠償を支払うか否かは二国間交渉に委ねられ、賠償が支払われる場合、それが日本国民の役務によって支払われるとした。同時に、連合国は当該国の管轄下にある日本国及び日本国民の財産を差し抑え、処分する権利を有することが明記された。交渉の過程で、日本は中立国及び枢軸国での財産権を主張したが、日本軍の捕虜収容所にて虐待された本人・家族の補償に当てられることになり、1955年5月、日本は国際赤十字社に450万英

ポンドを払い込んだ（大蔵省，1984）。さらに，日本は，1955年から1961年にかけて，オランダに約36億円，スペインに約20億円，スイスに約11億円，スウェーデン，英国にそれぞれ約5億円の損害賠償を支払った（Takagi, 1995）。

条約第14条に則って，二国間協議を求めたのは，フィリピンと南ベトナムのみであった。タイ（同盟国）と韓国（植民地）は，平和条約の規定によって，そもそも賠償請求権が与えられなかった。第14条によれば，賠償請求権は，現在の領土が「日本軍に占領され，日本によって損傷を受けた（“occupied by Japanese forces and damaged by Japan”）国に限定されたからである。中国に関しては，台湾（国民党）と中華人民共和国のいずれを正当な政府と認めるかについて，同盟国間に意見の相違があった。そのため，両者とも講和会議には招かれず，平和条約の署名国にならなかった。

条約の交渉過程で，米国政府は日本に対して，台湾を承認することが講和の条件であると伝えた。サンフランシスコ平和条約が発効した1952年4月28日，日本は台湾との間に平和条約を締結した。賠償という文字は本文に現れないが，付属議定書において，台湾は自発的に日本からの賠償を放棄した。これは台湾にとって不本意な決断であったが，蒋介石は，米国の支援を取り付ける方が，日本から賠償を受けるよりも重要であること，共産主義の脅威が高まる中，日本を弱体化する行動が自らの利益に反することを理解していたからである（Kovrigin, 2012；王，2016）。

サンフランシスコ平和条約の枠組み外で，日本に賠償請求したのは，ビルマとインドネシアの2カ国である。ビルマは平和条約に署名しなかった。インドネシアは署名したが，条約を批准しなかった。したがって，日本から賠償を受けた国は合計4カ国になる。これら4カ国には，1955年4月から1970年4月にかけて，総額約10億米ドル相当の賠償金が支払われた（表3）。加えて，日本は8カ国（タイ，ラオス，カンボジア，韓国，マレーシア，シンガポール，ミクロネシア，モンゴル）に無償援助を供与した。これらの無償援助は，正式な賠償ではないものの，賠償に代わるものとして与えられるので，「準賠償」と呼ばれることがある。準賠償の支払いは，1955年7月から1981年8月の26年間にわたり，総額1,796億円にのぼった。

ビルマは，正式な賠償と準賠償の両方を受けた。これは，ビルマが賠償を請求する最初の国であったため，二国間条約の中に，他国に支払われる賠償額に照らして額を再交渉できるという条文を加えることを主張したからであった。1959年，ビルマはこの権利を行使し，インドネシアとフィリピンに与えられた額とバランスを取るべく，額の上乗せを要求した。同じくタイも，日本との間に2つの条約を結んだ。1955年に締結した最初の条約を不服としたからである。最初の条約は，日本が戦時中に使用したパーツ資金の対価として蓄積した「特別円」債務を，英ポンド（54億円相当）と円借款（96億円）で清算することが目的であった。しかし，タイは円借款を受けることを拒否した。タイは債権国であるにもかかわらず，円借款を受けることにより債務国になるからである。1962年，新たな条約が締結され，日本はタイに96億円の無償援助を8年間にわたって供与することに合意した（Takagi, 1995）。

大韓民国（韓国）および中華人民共和国（中国）との国交正常化には長い年月を要した。韓国との国交正常化交渉は1951年10月に始まったが，日韓基本条約が結ばれたのは1965年6月で

表3 日本の賠償・準賠償支払額（1955～81年）（単位：100万米ドル；10億円）<sup>a</sup>

受取国	金額		支払期間	
	米ドル額	日本円額	自	至
賠償：				
ビルマ	200.0	72.0	1955年4月	1965年4月
フィリピン	550.0	190.2 <sup>b</sup>	1956年7月	1976年7月
インドネシア	223.0	80.3	1958年4月	1970年4月
南ベトナム	39.0	14.0	1960年1月	1965年1月
合計	1,012.0	356.6		
準賠償： <sup>c</sup>				
タイ				
原条約	15.0	5.4	1955年7月	1959年5月
改訂条約	26.7	9.6	1962年5月	1969年5月
ラオス	3.0	1.0	1959年1月	1965年1月
カンボジア	4.5	1.5	1959年7月	1966年7月
ビルマ	140.0	47.3 <sup>d</sup>	1965年4月	1977年4月
韓国	300.0	102.1	1965年12月	1975年12月
マレーシア	—	2.9	1967年9月	1972年5月
シンガポール	—	2.9	1967年9月	1972年3月
ミクロネシア	—	1.8	1972年5月	1976年10月
モンゴル	—	5.0	1977年8月	1981年8月
合計		179.6		

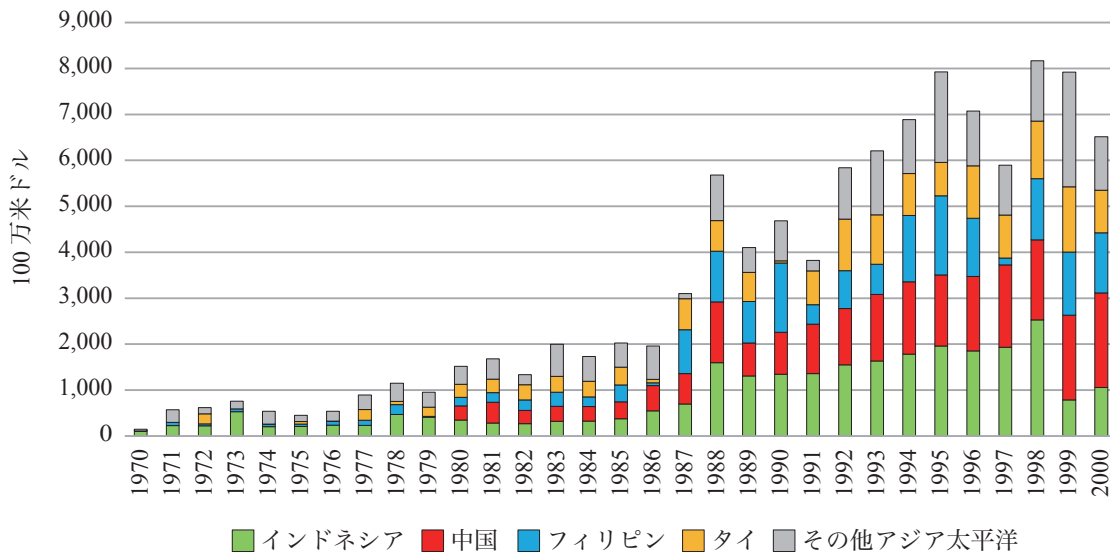
（注）<sup>a</sup> 四捨五入のため、内訳の和と合計が不一致の場合あり；<sup>b</sup> 円増価前の予定額は1,980億円；<sup>c</sup> 無償援助のみを含み、二国間協定による譲許的借款を除く；<sup>d</sup> 円増価前の予定額は504億円。

（出所）Takagi (1995) p. 11。

あった。日本は、付随協約「日韓請求権並びに経済協力協定」により、無償3億米ドル、長期借款2億米ドルを韓国に供与することを約束した。中国との間では、国交の樹立は1972年まで待たねばならず、正式に「日中平和友好条約」が結ばれたのは、1978年8月であった。条約の交渉過程で、中国の最高指導者毛沢東は、日本からの賠償を放棄した。一説によれば、先に台湾が日本からの賠償を放棄したことを踏まえ、中国が寛大さにおいて台湾に劣ってはならないとの考えが働いたといわれる。後に、鄧小平は毛の決断を「軽はずみな過ち」と呼んだ（Kovrigin, 2012）。

1979年、改革開放政策が始まると、日本は中国に譲許的援助を提供した最初の非社会主義国家となった。その後、日本は中国最大の二国間援助国、世界銀行に次ぐ第二の公的援助主体であり続けた。日中両国とも、日本のODAが実質的な準賠償であるとみなした（Kovrigin, 2012）。日本が、中国自体が援助国となった後も、中国の人権侵害や軍備拡張が国際的な批判を受けたときでも、対中国ODAを停止しなかったのは、これが理由だと考えられる（Kawai and Takagi, 2004）。1979年から2008年まで、日本は中国に総額450億米ドル（うち無償援助40億米ドル、譲許的借款405億米ドル）を供与した。これは開発援助委員会（DAC）加盟国が中国に与えた援

図1 日本の対アジア政府開発援助（1970～2000年）（単位：100万米ドル）



(注) ここでアジアとは、アジア太平洋地域の直接の戦災国（インドネシア、ベトナム、ラオス、カンボジア、タイ、シンガポール、マレーシア、ビルマ、フィリピン、中国、韓国、キリバス、パプアニューギニア、ソロモン諸島、マーシャル諸島、パラオ、ミクロネシア連邦）を指す。数値は名目米ドル価値。無償援助と譲許的借款の合計。原数値が円建ての場合、年平均市場為替相場で米ドルに変換。

(出所) 外務省（1987～96、2025）に基づく筆者推計。

助総額の約60%にあたる（Kovrigin, 2012）。

1960年代に準賠償として細々と始まったODAは、1970年後半から増え始め、1980年に入ると、急激な拡大を見た（図1）。日本は1993年から2000年までの8年間、世界最大のODA供与国であった。Kovrigin（2012, p. 36）は、この事実を「現代史における最も重要な現象の一つ（“one of the most important phenomena of contemporary history”）」と呼んだ。1970年から2000年まで、日本はアジア太平洋地域の戦災国に対して、総額1,027億米ドル（無償援助139億、譲許的借款888億）のODAを供与した。このうち、インドネシアに供与されたのは267億米ドル（26.0%）、中国221億米ドル（21.6%）、フィリピン173億米ドル（16.8%）、タイ151億米ドル（14.7%）であった。

しかし、1990年代後半になると、日本経済の長期にわたる低迷と相まって、日本が気前よくODAを供与し続けることに否定的な意見が台頭してきた。日本社会の世論は、対中ODAにとくに厳しかった。ODAが本格的に減額されたのは2000年からで（図1を参照）<sup>注2)</sup>、日本は世界最大の援助国の地位を米国に譲った。対中円借款の新規供与は2007年度で終了し（既存事業に対しては2017年度まで継続）、無償援助は2020年度をもって終結した（既存のプロジェクトへの支援は2021年度まで継続）。ODAを巡るこの時期の二国間関係を、Xu（2013）は「二重の感謝と遺恨（“dual gratitude and revenge”）」の関係と呼んだ。日本からの賠償を放棄した中国は、日本

注2) ODAは1997年に減額されたが、アジア通貨危機の後、一時的に回復した。

は中国に感謝し、引き続き ODA を提供すべきだと考え、他方、十分な額の ODA を提供したと思う日本は、中国は日本に感謝すべきだと考えた。この期待が裏切られたとき、両国は「思いやりに忘恩で答えた (“return ingratitude for kindness”）」のである (p. 91)。

## 5. 実質資源移転の推計

在外資産の没収、正式な賠償、準賠償、ODA を合算すると、日本は戦争の被災国に対してどれほど支払ったのであろうか。以下、支払額を 1960 年の米ドル割引現在価値に変換した上で、1960 年 GNP をベンチマークとして、移転の相対的規模を推計する。推計は、以下 5 つの条件を設定しておこなう。第 1 に、譲許的借款は贈与部分のみを移転と見なすが、贈与要素 (grant element : GE) は一様に 25% と仮定する。これは実際の GE をきわめて低く見積もっている。たとえば、1965 年対韓借款の GE は 40~70% だった<sup>注3)</sup>。敢えて GE を低く設定するのは、日本からの資源移転を大きめに評価しているという誹りを招かないためである<sup>注4)</sup>。

第 2 に、社会的割引率は一様に 5% と仮定する。この数値は、2013 年、国際通貨基金 (IMF) と世界銀行のスタッフが、簡素化の目的で、世界すべての国に適用するよう提案した割引率であるが (IMF, 2013)、過去においては、3% 程度の割引率が使われることが多かった。何をもって適正な割引率とするかについて、学問的な合意はない。しかし、5% は十分に大きな正の値であり、割引率を恣意的に低く設定し、長く日本が供与した ODA の割引現在価値を大きめに評価しているという誹りを受けることはないだろう。

第 3 に、準賠償および ODA の算入期間は、1955 年から 2000 年までとする。1980 年開始の対中 ODA を十分に算入するのが最大の理由である。加えて、2000 年は、日本の ODA が (対中に限らず、総額で)、恒久的に減少し始める年でもある。この頃までに、ODA は準賠償としての性格を失っていたと考えてもよい。他方、基準年は 1960 年であるから、最終年をあまり先に延ばしても、追加分の現在割引価値は取るに足らない値になる。たとえば、2026 年の 1 億円は、年率 5% で 1960 年の現在価値に割引すると、400 万円 (0.4%) に満たない。割引率を 5% とする限り、対中 ODA を 20 年間算入すれば十分であろう。

第 4 に、「はじめに」で述べたように、1960 年 GNP をベンチマークとする。1960 年を基準年としたのは、戦禍からの復興期間を 15 年程度とみたからである。基準年を終戦時に近づければ近づけるほど、「通常の」経済規模を小さめに評価し、日本からの資源移転の GNP 比を大きめに評価することになる。かと言って、基準年をあまりにも遠い将来におくと、「賠償」を測るベンチマークとしての適性を失ってしまう。1945 年時点、1980 年代の日本が経済大国になることは未知であり、日本が経済大国に見合う賠償を支払うべきだと誰も主張していなかったのである。

最後に、在外資産の推計値には大きな不確実性がある。したがって、推計値は点ではなく、範囲として捉える。上限値としては、1948 年 7 月の日銀推計 (総額 499 億米ドル [除個人資産])

注 3) 1965 年の対韓借款の条件は、額面 2 億米ドル、金利 3.5%、返済猶予期間 7 年、満期 20 年であった。その GE は、国際市場金利を 5% と仮定すると 38.9%、10% と仮定すると 72.4% である。

注 4) 他方、GE が 25% に満たない借款は、政府開発援助と見なされない。

とする。ただし、現地通貨建て価格を米ドル価値に変換するにあたっては、より現実的だと思われる大蔵省使用の交換比率を使う。他方、下限値としては、1948年9月のSCAP推計（総額219億米ドル [除軍需資産]）とする。総額を国・地域別に配分するにあたっては、上限値、下限値とも、SCAP推計の地理的分布を使う。在華資産に関しては、遺留資産全額を日本に帰属させることを疑問視する立場もある。ここでは、便宜上、総額の25%を「自由資産」と想定した場合の推計値も併記する。

こうした一連の条件のもと、日本から戦争被災国へ移転された資源を推計すると、総額は1960年GNPの151~334%となる（表4）。すなわち、日本は1960年1年間に国民が生産した財・サービスの1.5~3.3倍に相当する資源を被災国に移転したのである。さらに、戦災国の観点から見ると、以下の事実が明らかになる。第1に、前述のとおり、資源移転の最大部分（95~98%）は、在外財産の没収という形をとった。これは、遺留資産元来の規模に加え、移転が終戦時に起こったからでもある。1945年の名目価値を5%で1960年の現在価値に「割引」すると、数値は2倍以上になる。他方、賠償、準賠償、ODAは、戦後から遠い将来で支払われた。1960年の現在価値に5%で割引くと、微々たる額になる。

表4 日本から被災国への実質資源移転額（1945~2000年）（単位：100万米ドル；%）<sup>a</sup>

地域	GNP (1960) <sup>b</sup>	1945年時点の在外資産額 (1960年米ドル) <sup>c</sup>		賠償及準賠償額 <sup>d</sup>		政府開発援助 <sup>d e</sup>		総移転額の 対1960年 GNP比 <sup>b</sup>
		SCAP (1948年9月)	日本銀行 (1948年7月) <sup>f</sup>	名目累積額	1960年米ドル 割引額 <sup>c</sup>	名目累積額	1960年米ドル 割引額 <sup>c</sup>	
ビルマ	1,481 <sup>g</sup>	149	340	340.0	263.0	1,607.9	126.4	36-49%
中国本土 [在華自由資産25%]	62,185	45,660 [11,415]	104,047 [26,012]	無	無	6,738.0	285.4	74-168% [19-42%]
仏印 <sup>h</sup>	2,434 <sup>i</sup>	104	237	46.0	40.7	3,886.7	171.7	13-18%
インドネシア	8,689 <sup>j</sup>	436	994	223.1	180.1	9,175.3	598.1	14-20%
韓国	3,789	7,779	17,727	350.0	237.9	843.9	128.5	215-478%
マラヤ <sup>k</sup>	2,626 <sup>g</sup>	385	877	16.5	7.7	1,995.1	124.6	19-38%
フィリピン	6,838	431	982	550.0	354.9	6,060.4	308.2	16-24%
南洋 <sup>l</sup>	N.A.	146	332	6.3	1.9	331.6	13.4	N.A.
台湾	1,578	6,488	14,785	無	無	無	無	411-937%
タイ	2,482	84	192	26.7	18.0	4,990.2	285.2	15-20%
日本総計 [在華自由資産25%]	43,019	61,663 [27,417]	140,512 [62,477]	1,558.6	1,104.2	36,175.5	2,066.7	151-334% [71-153%]

(注) <sup>a</sup> N.A.= データなし；<sup>b</sup> インドネシアのみ1965年（年平均為替相場で米ドル変換）；<sup>c</sup> 米消費者物価指数（Bureau of Labor Statistics）で実質化，社会的割引率を一様に5%と仮定；<sup>d</sup> 贈与要素を一様に25%と仮定；<sup>e</sup> 一部の国では会計年度の数値で代替；<sup>f</sup> 大蔵省の交換比率を使った日銀調査。地域分布はSCAP調査と同一；<sup>g</sup> ビルマおよびマラヤのみ国内総生産（GDP）；<sup>h</sup> 仏印とはカンボジア，ラオス，ベトナムを指す；<sup>i</sup> ベトナムのみを含む；<sup>j</sup> インドネシアのみ国内純生産（NDP）；<sup>k</sup> マラヤとは，マレーシアとシンガポールを含む；<sup>l</sup> マーシャル諸島，ミクロネシア，パラオ諸島のみを含む。

(出所) 筆者の推計。GNP/GDPは，IMF（1979）による。中国のみ，Hsueh and Li（1999）p. 180；インドネシアのみ，Hill（2000）p. 3；ベトナムのみ，IMF（1972）。日本の在外資産，賠償，準賠償は，大蔵省（1984）pp. 532~33, 553, 555；対韓借款のみ，国際協力機構（2013）p. 14。政府開発援助は，外務省（2025）。ミクロネシア（1981~96）のみ，外務省（1987~96）。年平均為替相場はIMF（1950-2000）。

第2に、仏印とタイでは、財産の没収による移転が占める割合は、比較的小さい<sup>注5)</sup>。遺留資産の推計値の下限をとるか、上限をとるかによるが、没収額の割合はおおむね半分以下であった。これは仏印とタイが、太平洋戦争中、日本の協力国として主権を保ち<sup>注6)</sup>、日本軍に占領されることも、日本の主要な投資対象となることもなかったからであろう。これらの国にとって、ODAは日本からの資源移転に中心的な役割を担った。

第3に、いわゆる南方占領地（仏印、タイを除く「南方」）を見ると、日本からの実質資源移転の1960年GNP比は、インドネシア（蘭印）で14～20%、マラヤで19～38%、フィリピンで16～24%であった。仏印、タイとは対照的に、遺留資産が全体に占める割合はおおむね半分以上であった。ただし、例外として、ビルマへの資源移転に遺留資産が占める割合は半分以下で、仏印、タイの場合に近い。これは、ビルマが原料供給基地としてさほど重要でなかった（したがって、日本の重要な投資先ではなかった）ことを示しているのだろう。

なお、Huff and Majima (2013) は、タイ、仏印、インドネシアの3カ国について、戦時中、それぞれが日本に移転した資源のGDP比を、タイで5.9%（1942～45年）、仏印で13.6%（1941～45年）、インドネシアで2.0%（1943～45年）と推定した<sup>注7)</sup>。占領期間を一様に4年間と仮定すると、これらの数値の累積値は、大まかに言って、年次GDPの24%、55%、8%となる。これに対して、戦後、日本がそれぞれの国に移転した資源の1960年GNP比は、15～20%、13～18%、14～20%であった。戦時中の日本への移転と、戦後の日本からの移転は、1960年の実質現在価値でみると、きわめて大まかに言って同程度だったのかもしれない。正確な評価には、さらなる精査が必要とされる。

第4の事実は、国際的に認められた植民地であった韓国と台湾に関するものである。これらの国では、日本からの実質資源移転の推計値は、それぞれ当該国の1960年GNPの数倍に達する（韓国の最小値215%、台湾の最大値937%）。これは、日本政府・企業が、20世紀初頭より、農業、工業、交通、教育など、あらゆる分野で莫大な投資を行ったからである。

第5に、対中移転額は、460～1,040億米ドルと推計される。これは、中国の1960年GNPの74～168%にあたる。国民政府「抗日戦争損失」統計（極東委員会基準、1947年5月公表）によれば、共産党地域を除く中国が、盧溝橋事件から終戦までに被った直接的、間接的被害は、1937年ドル評価で、それぞれ313億、206億であった（殷、1996、p. 115）。総額519億米ドルを<sup>注8)</sup>、米国消費者物価指数と割引率5%で1960年の現在価値に単純変換すると、1,075億米ドルとなる。

注5) 1960年の仏印のGDPにはベトナムしか含まれていない。実際の割合はさらに小さい。

注6) フランスの親ナチス政権が倒れた後、1945年3月、日本軍は敵対関係になった仏印植民地政府を武力制圧し、仏印を支配下に置いた。

注7) これらの数値は、Huff and Majima (2013), Table 1 (p. 942) に基づき、筆者が算出した。

注8) 西川 (1999, p. 12) によると、その後も調査は続き、損失総額は620億米ドル以上に増額された。これを1960年の実質割引価値に単純変換すると、1,285億米ドルになる。なお、殷 (1999, p. 89) によると、1995年、江沢民主席は公私資産損失が6,000億米ドル以上であったと声明した。中国解放軍軍事科学院による推計で、満州事変から終戦に至るまでの15年間、満州（中国東北地方）と解放区（共産党支配地域）を含む数字だと言う。通貨価値は明記されてないが、発表時1995年の米ドル価値だと仮定しよう。すると、米国消費者物価指数によって実質化すると、1945年価格で700億米ドル、1937年価格で563億米ドルになる。国民党による当初の推計（519億米ドル、1937年米ドル価値）と数字自体は整合的のように見えるが、損失の時間的・地理的範囲が広がっていることを考えると、総額はむしろ小さくなっている。

すると、日本からの資源移転は総被害額の43～97%を弁償したことになる。

最後に、国民党政権の資産評価基準を受け入れ、日本の在華「自由資産」を総資産の25%と想定した場合の数値は、中国と日本に関して、表4の鍵カッコの中に記されている。日本から中国への実質資源移転は、中国の1960年GNPの19～42%まで低下する。移転のほぼ全額は資産没収の形をとるから、対GNP比率は必然的に前段落の比率のほぼ4分の1になる。この場合、中国に移転された資源のGNP比は、東南アジア諸国ときほど変わらなくなる。一方、日本から全戦争被災国への移転規模は、日本の1960年GNPの71～152%まで低下する。これは、国民党に大きく譲歩した値であるが、それでも、日本が支払った広義の「賠償額」の1960年実質現在価値は、日本の1960年GNPにほぼ匹敵する額である。

## 6. おわりに

本稿では、日本の戦後処理を、1960年の国民総生産（GNP）をベンチマークとして考え直した。すなわち、「賠償国」である日本から「被賠償国」であるアジア被災国への資源移転の1960年実質割引現在価値を推計し、それぞれの1960年GNPと比較することによって、日本の戦後処理を評価する一指標を提供した。社会的割引率5%と贈与要素25%を一律に仮定して、終戦時の遺留資産、賠償・準賠償、2000年まで供与された政府開発援助の無償部分を国ごとに合算すると、以下のことが明らかになった。(i) 日本が戦争被災国へ移転した資源の1960年実質割引現在価値は、1960年GNPの151～334%であった。(ii) 資源移転の最大部分(95～98%)は、遺留資産の没収という形をとった。(iii) 被災国が日本から受けた実質資源移転は、それぞれの1960年GNP比で、最低13%、最高937%であった。

太平洋戦争の終結から80年以上が経つ。日本の戦後処理は古くて、語り尽くされた問題であるが、確たる結論を見出せないでいる。その理由の1つは、これまでの議論が「ベンチマーク」なしに進められてきたからだと思われる。本稿の目的は、ベンチマークの明確化がいかに不可欠であることを示すことであった。特定の数値は、遺留資産をいかに評価するか、社会的割引率や贈与要素を何%とするか等に大きく依存する。本稿では、日本からの資源移転をどちらかと言えば低めに見積もる仮定を設定して、推計した。遺留資産の価値は不確定であるから、本稿の推計が、真の値を過大評価するのか、過小評価するのかはわからない。しかし、少なくとも、日本からの資源移転を恣意的に大きめに推計したという非難は避けられるであろう。推計値は「試算」に過ぎず、今後、精度を高めていくべき性格のものである。

## 参考文献

### 〈日本語〉

殷燕軍(1996)『中日戦争賠償問題』東京：お茶の水書房

殷燕軍(1999)「日本の戦後処理」赤沢史郎他編『講和問題とアジア』年報日本現代史、5号、東京：現代資料出版、pp. 85～116

大蔵省(1984)『昭和財政史—終戦から講和まで』1巻、東京：東洋経済新報社

- 王広涛 (2016) 「日本の戦争賠償問題と対中政策」『法政論集』267号, pp. 43~81
- 岡野鑑記 (1958) 『日本賠償論』東京: 東洋経済新報社
- 外務省 (1987~96) 『我が国の政府開発援助』東京: 国際協力推進協会
- 外務省 (2025) 「ODA とは? - ODA 予算・実績 国別援助実績 1990年までの実績」  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/jisseki/kuni/j\\_90sbefore/frame3.htm](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/jisseki/kuni/j_90sbefore/frame3.htm)
- 国際協力機構 (2013) 「対韓無償資金協力および技術協力に関する調査報告書」
- 西川博史 (1999) 「戦後アジア経済と日本の賠償問題」赤沢史郎他編『講和問題とアジア』年報日本現代史, 5号, 東京: 現代資料出版, pp. 1~34

### 〈英語〉

- Bennett, Martin T. (1948) "Japanese Reparations: Fact or Fantasy?" *Pacific Affairs*, 21, pp. 185-94.
- Hill, Hal (2000) *The Indonesian Economy*, second edition, Cambridge: Cambridge University Press.
- Hoshiro, Hiroyuki (2023) "Reconsidering Japan's War Reparations and Economic Reentry into Southeast Asia," *Diplomacy and Statecraft*, 34, pp. 673-702.
- Hsueh, Tien-tung and Qiang Li (1999) *China's National Income, 1952-1995*, Boulder: Westview Press.
- Huff, Gregg and Shinobu Majima (2013) "Financing Japan's World War II Occupation of Southeast Asia," *Journal of Economic History*, 73, pp. 937-77.
- IMF (International Monetary Fund) (1950-2000) *International Financial Statistics Yearbook*, annual issues.
- IMF (International Monetary Fund) (1972) *International Financial Statistics*, Washington, December.
- IMF (International Monetary Fund) (2013) "Unification of Discount Rates Used in External Debt Analysis for Low-Income Countries," Washington.
- Kawai, Masahiro and Shinji Takagi (2004) "Japan's Official Development Assistance: Recent Issues and Future Directions," *Journal of International Development*, 16, pp. 255-80.
- Kovrigin, Evgeny B. (2012) "Thirty Years of Japan's Official Aid to China," 『西南法学論集』, 45, pp. 35-69.
- Takagi, Shinji (1995) "From Recipient to Donor: Japan's Official Aid Flows, 1945 to 1990 and Beyond," *Princeton Essays in International Finance*, 196.
- Xu, Xianfen (2013) "Japan's Official Development Assistance Policy towards China: The Role of Emotional Factors," *Journal of Contemporary East Asia Studies*, 2, pp. 77-94.